

平成26年9月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....
1. 開議 平成26年9月25日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 山 口 孝 弘
10番 小 高 良 則
11番 湯 淺 祐 徳
12番 中 田 眞 司
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 川 上 雄 次
22番 林 修 三

.....
1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務 部	長 石 毛 勝
市	民 部	長 加 藤 多久美

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
主 査 補	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成26年9月25日(木)午前10時開議

日程第1 発議案の上程

発議案第7号、発議案第8号、発議案第9号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第2号から議案第8号

委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 議長辞職

- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第6 常任委員会委員の所属変更
- 追加日程第7 決算審査特別委員会委員の選任
- 追加日程第8 議員派遣
- 追加日程第9 議席の一部変更

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりですが、9月議会の最終日でありますので、議員各位におかれましては慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

日程に入る前に、報告します。

各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

最初に、発議案第7号についての提案理由の説明を求めます。

○湯浅祐徳君

皆さん、おはようございます。発議案第7号、八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年9月25日。八街市議会議長、林修三様。

提出者、八街市議会議員、私、湯浅祐徳。

賛成者は小高良則議員。同じく、右山正美議員。鯨井眞佐子議員。新宅雅子議員。林政男議員。中田眞次議員。山口孝弘議員の7人です。

八街市議会委員会条例の一部を改正する条例、八街市市議会委員会条例（平成4年3月19日条例第36号）の一部を次のように改正する。第3条の3、第2項中8人を9人に改める。附則、この条例は公布日から施行する。

今回の発議案について、若干の補足説明をさせていただきます。

議会運営委員会は地方自治法第109条及び八街市議会委員会条例第3条の3の規定に基づき設置されております。委員の構成につきましては、会派人数により委員を割り当て、改選後の平成23年9月定例会により現在の人数構成となっておりますが、本年4月に古場正春議員、桜田秀雄議員の2名により改革クラブが結成されたことから、今回、定数を1名増やし、議会運営委員会に参加していただくものです。なお、今回の改正により全ての会派が議会運営委員会に参加することになりますので、会議の議題、審議の状況及び結果が今まで以上にスムーズに各議員に伝達できるものと考えております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（林 修三君）

次に、発議案第8号についての提案理由の説明を求めます。

○山口孝弘君

発議案第8号、新聞等への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年9月25日提出。八街市議会議長、林修三様。

提出者、八街市議会議員、私、山口孝弘。

賛成者、八街市議会議員、新宅雅子。同じく、古場正春。同じく、中田眞司。同じく、小高良則。

それでは、朗読をもちまして提案理由とさせていただきます。

新聞等への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）。

新聞は国内外の多様な情報その戸別配達網により全国へ日々、ほぼ同じ時刻に届けることで、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化交流の中軸の役割を果たし続けています。近年、活字離れが進む中で書籍とともに新聞も購読率が低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮され、新聞離れが加速される恐れがあります。よって本市議会は国に対し、食料品など、生活必需品とともに新聞等へ消費税軽減税率を適用するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成26年9月。八街市議会議長、林修三。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣宛てでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長（林 修三君）

次に、発議案第9号についての提案理由の説明を求めます。

○右山正美君

それでは私は、発議案第9号、消費税率10パーセントへのさらなる増税の中止を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年9月25日提出。八街市議会議長、林修三様。

提出者、八街市議会議員、私、右山正美。

賛成者、同じく丸山わき子議員、京増藤江議員であります。

提案事由の前に若干の補足説明をさせていただきますが、来年10月からの消費税増税に各新聞社の世論調査は反対が、朝日6.9パーセント、読売7.2パーセント、毎日新聞6.8パーセント、共同通信6.8.2パーセント。安倍政権が内閣改造を行った後の調査でございます。消費税増税への国民の反対の意思は、内閣改造後も変わっていないということでありませう。

安倍政権は来年10月からの増税を実施するかどうかを4月から9月期の経済指標が明らかになった後に決めるという発言を繰り返していますが、今でさえ消費税が10パーセント

になるのを見越して節約志向が強まっていると言われております。増税を中止しないこと自体、国民の不安をあおり、景気に悪影響を与えるのは目に見えています。アベノミクスで大企業が空前の利益を上げる一方、消費税増税や賃金抑制、社会保障の負担増、給付減の目白押しで、国民の生活、市民生活はより以上に深刻化していると言わざるを得ないわけであります。

それでは、朗読して提案とさせていただきます。

消費税率10パーセントへのさらなる増税の中止を求める意見書（案）。

政府は4月1日、増税中止を求める国民の声に背を向け、消費税率8パーセントへの増税を強行しました。今月8日に内閣府が発表した4月から6月期の国内総生産GDPの速報値は、8月に発表したものより、さらに下方修正され、年率換算で7.1パーセントの大幅な落ち込みとなり、マイナス幅を広げました。4月の消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減だけではなく、国民の暮らしと経済の低迷がもたらした落ち込みです。特に個人消費は1990年以来、20年間で最大の落ち込みとなっています。

各種調査結果でも小売店の販売額や家計支出額が軒並み減少し、深刻な景気悪化が起きている。あらゆる商品の販売やサービスの提供に課税される消費税の増税は暮らしに打撃を与え、消費を冷え込ませ、売り上げを減少させています。食料品など、生活必需品にも課税されるため、低所得者ほど負担が重くなる消費税の増税は国民の暮らしも経済も破壊するものです。

政府はアベノミクスで円安が進み、物価が上昇し、経済の好循環が期待できると今なお事態を楽観視していますが、一部の企業が増税分を価格に転嫁して利潤を回復しても、賃金など、国民の所得が増税に見合って伸びなければ国民の暮らしはよくなりません。政府は増税による深刻な影響を想定内と言いながら、年内にも10パーセントへの増税を決めようとしています。最近の大手新聞社の世論調査でも再増税反対は70パーセントに迫っています。物価が上昇し、収入が伸び悩んでいる今、なおさらなる消費税増税が加われば、国民の暮らしがますます悪化することは明らかです。国民の消費購買力を高め、地域経済を活性化させ、内需主導に転換することが求められています。

よって国は、消費税増税法附則第18条第3項に基づいて、消費税のさらなる増税10パーセントへの引き上げを中止し、食料品など、生活必需品を非課税にするよう求めるものがあります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月。八街市議会議長、林修三様。

内閣総理大臣宛てであります。

今、市町村議会が閉幕しておりますが、こういった消費税10パーセントへの増税中止を求める意見書が次から次へと採択されております。ぜひ可決されますようお願い申し上げます。提案といたします。

○議長（林 修三君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第7号から発議案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

最初に、発議案第7号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、発議案第8号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○林 政男君

まず最初に、新聞等への消費税軽減税率適用を求める意見書ですけど、新聞等の「等」というのはどういう意味を指すのでしょうか。

○山口孝弘君

お答え申し上げます。

新聞等、生活必需品が第一でありまして、例えば「等」の指すところと言えば、書籍であったりとか、さまざまなケースが考えられます。生活必需品という定義も大変難しいところではございますが、それは国の方でも十分、今、議論されておりますが、市議会としての姿勢を見せていかなければいけないという考えでございます。

以上でございます。

○林 政男君

はっきりわかりませんが、書籍もともにということですから、書籍にも軽減税率を適用するというような考えでよろしいですか。

○山口孝弘君

新聞等でございますから、生活必需品という中でぜひとも議論を進めていただきたいということでございます。

○林 政男君

ちょっと軽減税率の、食料品とかそういうのはわかりましたけど、適用の範囲がはっきりわからないのですけれども。この文言を読むと、各戸に配付する新聞ということで、そのままだったら理解できるんですけど、そのほかに範囲を広げるということは、どのような範囲を想定しているのでしょうか。

○山口孝弘君

八街市議会としての意見を申すものでありまして、生活必需品であり、新聞等。新聞等というところも曖昧ではございますが、それは議論をぜひとも進めていただかなければいけないというふうに思っております。

先ほども申しましたが、生活必需品であったりとか、その定義がまだはっきりしていないというところが問題でありまして、そこをしっかりと議論していただきたいという意見でございます。

○林 政男君

提案者に「はっきりしない」と言われると困っちゃうんですけど。

消費税は相対的に1パーセントで2.5兆円と言われているんですけども、これによってどのような減税が出るんですか。それはどのぐらいで想定しているんですか。

○山口孝弘君

林議員のおっしゃっている意味も十分理解できております。しかしながら、国の方でも今、今年度、消費税増税を決定するか否か、議論を進めている最中でございます。なので軽減税率を進めるには、さまざまな理由が必要だと思いますが、消費税の定義としては、誰もが同じ税率が適用されるというところでございます。この議論としては、軽減税率を導入するにあたりましては、誰もが身近な生活必需品に安い税率を利用して消費者の負担を軽くすることができるということでありまして、この軽減税率を適用することによって、消費者の負担軽減が実感できる、わかりやすい制度ではないかというふうに思っております。

○林 政男君

私が質問したのは、私は個人的に、軽減税率の適用が大変難しいのです。線を引くところが非常に難しい。できれば軽減税率というか、例外を認めるということは消費税の趣旨に合わないというふうに私は思っているんです。ですから今、いろんな質問をしました。

以上です。

○議長（林 修三君）

ほかに質問はございませんか。

○京増藤江君

それでは、お伺いいたします。

まず新聞等への消費税軽減税率適用ということだったので、私は、新聞等ということですから、書籍は理解できました。しかし中身を読みますと、「等」の中には食料品なども入っていると。食料品などの生活必需品、これも入っているということは非常に広範囲に適用範囲を求める、そういうふうにはまず理解してよろしいですか。

○山口孝弘君

限定するわけではないのですが、やっぱり生活必需品、今、国の方でも議論されております。実際、今は定義付けがなかなかされていない現状の中で、今後しっかりと議論を進めて、軽減税率適用を国に対して求めるものでございます。

○京増藤江君

現在、国民の所得が大変減る中で、4月から消費税が8パーセントに引き上げられて、さらに暮らしが困難になっていく。ですから私は食料品などの生活必需品、新聞等、軽減するのは大賛成です。けれども、これでは。これを読んでみますと、消費税を引き上げる場合、私は以前の、大金持ちが買うことができるような、そういう物品、物品税でいいのではないかと。わざわざ消費税の軽減というふうにしなくても。もう消費税は引き上げない。これが一番、私は合理的なように感じるのですが、いかがでしょうか。

○山口孝弘君

この意見書を提出することによりまして、消費税増税を助長するわけではございませんが、今、国の方でも議論を進められております。なので、八街市議会としてこのような意見書を出して、姿勢を見せていただきたいというところでございます。

○京増藤江君

国は大企業の要請によって何が何でも、本当は消費税を10パーセント、またはそれ以上に引き上げたい。こういう要望は大変強いものがあります。しかし、この間の景気の状態を見てみると、このままでは国民がとても耐えられない。だから軽減ということを国も言い出している。しかし、軽減については、5パーセントから8パーセントにするときにも軽減ということは出たり入ったりということがあったのですが、結局は軽減されなかったのです。今も山口議員は答弁の中で国の動向を云々ということを言われておりますけれども、やはり国民の暮らしを守るという点では消費税増税にきっぱりと反対する。これが私は必要だと思います。

以上、意見を述べました。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○小山栄治君

1点だけ質問というか、要望というか、させていただきます。

私は食料品に関してですけれども。八街の基幹産業であります農業でありますけれども、農産物が出荷される場合、これも軽減されるということになりますと、農家は機械代も肥料も種も全て、消費税が上がったもので買わなければいけないんですね。ですから私は要望として、上げるのはいいんですけれども、農家を作って市場等に出したのものに関しては、10パーセント。それから上に行く小売店、そういうところの販売を軽減させる。そのようなものにしていただかないと、基幹産業である八街の農家は大変なことになるのではないかと思いますけれども。それについてお伺いいたします。

○山口孝弘君

小山議員のおっしゃっていることは十分理解できるわけでございます。八街の基幹産業である農業が衰退してしまうということは、絶対に避けなければならないというふうに思います。

先ほども申しましたが、定義のところでは生鮮食品とか基礎的食品とかいろいろあるんです

けど、なかなか今は特定作業が進んでいないというところもございます。なのでしっかりと国の方でも議論を進めていただきまして、八街市議会としても軽減税率について求める意見書に、ぜひともご協力をお願いいたします。

○小山栄治君

よろしくお願ひしたいと思ひます。農家が出荷するものはできるだけ、上げてても10パーセントにしていだひいて、そういう要望もしかりとしていだひきたいと思ひます。終わります。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、若干質問させていただきます。

意見書の中では消費税増税によって軽減税率を適用することで、先ほど山口議員の答弁にありましたけれども、消費者の負担が実感できるというようなことを言われました。どの程度の軽減税率を実施すれば軽減できるのか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○山口孝弘君

私がこの制度を決めるわけではございませんので、はっきりとした意見は申し上げられませんが、実感できるというところがどのラインなのかということも含めて、国の方でも議論されております。軽減税率をぜひとも今後導入していただきまして、負担の軽減が実感できる制度にしていだひきたいと願っております。

○丸山わき子君

先ほど林議員からも意見が出されておりましたけれども、今回の8パーセントの増税によって8兆円、1人当たり5万円を超す負担増なんです。今度、来年には10パーセントだと。そうしますと国民1人当たり11万円の負担増になるということです。軽減税率の適用をやって、本当に消費者の負担を実感できるというならば、消費税を増税しないことが実感できることになるのではないかとこのうに思ひますが、その辺はどうなんでしょうか。

○山口孝弘君

今回の意見書を提出したことによって消費税増税を助長するという形ではございませんので、その辺はご理解ください。

○丸山わき子君

助長するのではなくて、軽減税率程度で市民の暮らしが守れるのかということなんです。8パーセントになったことで、新聞等への軽減税率を適用しなさいと言っているわけでしょう。市民の暮らしが大変だから、こういう提案をしようとしているわけでしょう。さらに10パーセントになったらもっと大変になりますよということを言っているんです。だから消費税を引き上げないことが一番の市民の暮らしを守ることになって、軽減税率の適用程度では対応できないのではないかとこのうに言っているんです。その辺はどうなんですか。

○山口孝弘君

さまざまなご意見があると思いますが、八街市議会としての意見を、姿勢をぜひとも国の方へ上げていただきたいと思います。

○丸山わき子君

やっぱり市民は、この間の消費税の増税とともに、社会保障に関わっての負担増も、給付減もあるわけです。そういう点では本当に、消費税がさらに上げられていくことに対しては、もう生活できないよと。先ほども農業経営に対して本当に厳しくなるんだという声も上がっていましたけれども、寄せられていましたけれども、やはりそこにもっと目を向けていかなきゃならない。軽減税率ではなくて、食料品ですから非課税という、その辺まで突っ込んだ要求をしていくべきじゃないかというふうに思うわけです。私はこういう中途半端な対応を国に求めるべきではない、このように思います。

以上です。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

私の方から1点だけお伺いします。

この意見書の提案の趣旨なんですけれども、私は「新聞は国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化」、これがやっぱり大きな柱だと思うんですね。しかし、後段3行目から「よって」という文字が入りまして、いわゆる食料品も含むことになっているので議論が白熱してしまっただけで、私はそのように理解しているのですが、下から3行目の「よって食料品など生活必需品」、これを削除する考えはございませんか。そうすれば明快な意見書になると、私は思うのですが、いかがですか。

○山口孝弘君

明快な意見になるというふうにおっしゃっておりますけれども、新聞等ということで、上の方の文章はそういうふうになっておりますが、食料品などの生活必需品は、小山議員の意見でもありましたように、とても重要なところでございます。そこもやっぱり入れたいというふうに思っております。

○桜田秀雄君

今の山口議員の説明によると、小山委員の話された内容、これもやっぱり含めなきゃいけないと。広い範囲にわたってしまうと思うんですね。提案の趣旨はそうじゃないのでしょうか。いわゆる国民の知る権利と議会制民主主義、それを支えている報道機関である新聞の役割、これが大きい。ですから新聞の消費税を軽減してほしい、そういう趣旨だと思うので、今回はその辺に絞ってやった方が、私はよろしいのではないかと思うんですね。そうすれば消費税、現行の8パーセントの中でも、また10パーセント、私は反対ですけれども、10パーセントの中でも新聞について特定して八街議会としてはお願いする、意見書を出すと、そういうふうにした方が私は明確であると、このように思うんですが。

○山口孝弘君

桜田議員のおっしゃっていることも十分理解できますが、今回はこの文章でお願いしたい
と思います。よろしくお願いします。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、発議案第9号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○林 政男君

消費税10パーセントのさらなる増税の中止を求める意見書について、若干質問させてい
ただきます。

先ほど丸山議員もおっしゃいましたけれども、消費税は社会保障費をある意味で担保して
いるわけです。意見書の中ではその辺が、社会保障費についてどうするのかというのがちょ
っと見えませんので、どういうお考えなんでしょうか。10パーセントというのは、私の知
る限りでは社会保障費等を補うために国の方は考えているというふうに理解していますけれ
ども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○右山正美君

社会保障費を補うために消費税を上げるということでもいいんですね。

社会保障費を保障するという一方で、当時は言いました。しかし現実には、年金が既にもう
どんどん下がり、厚生年金の保険料、国民年金の保険料はどんどん上がってくる。そして医
療費、この議会でも論議されましたが、70歳から74歳の負担が1割から2割になっ
てくる。後期高齢者の医療費、介護保険料のアップ。生活保護費のカットということで、何ら消
費税が社会保障費の補填に充てる、社会保障費を充実させるための消費税増税ではないとい
うことが明らかになっているわけであります。

○林 政男君

消費税の中には子育て支援の一環ということで、こども園とか、いろいろな福祉関係の費
用も入っているというふうに私は認識しているんですけども、消費税がない場合、その辺
で約4千億円とも言われていますけれども、その辺の財源をどのようにお考えなものでしょ
うか。

○右山正美君

子育ての関係では、消費税増税が10パーセントになったら、その財源でやっていくとい
うことで、提案が今議会でもされておりますよね。その条例もこれから議決されるのでしょ
うけど。私はそういうことでどんどん消費税が使われていくのでしたら別にいいんですけど、
本質的にはそうじゃないということであります。財源については、ちょっと私は詳しくわか
りませんが。

○林 政男君

今の国の予算の仕組みのあり方を変えていかないと、子育てとといいますか、出生数が増える環境にないということで、国はこれからいろんな意味で子育て支援に力を入れていくというか、予算のシフトを変えていくということなんですけれども。

例えば、今、1.47ぐらいの出生率を、仮に10年後に2.07に上げて、それが今の人口動態に戻るのに60年かかると言われているんですね。その意味で消費税がこういう部分に使われていくというふうな国の説明なんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○右山正美君

私は消費税を上げなくても、十分にその辺の手だてはしっかりとできると思います。

○林 政男君

消費税を仮に10パーセントに上げて、先ほど右山さんがおっしゃっているような、なかなか全ての国民が快適な暮らしをできるわけではない。私も個人的には消費税を上げたくないという思いはありますけれども。直間比率の見直しから入ってきたわけですから、消費税というのは、いわゆる直接税をどんどん重くして行って、それで結局、いわゆる富裕層というか、そういうところがどんどん離れていくというよりも、広く薄くやるというのが消費税の趣旨なので、やはりこれはやむを得ないというふうに考えているんですけれども。増税しなかった分、どういうふうに予算シフトを考えているんですか。

○右山正美君

大企業、富裕層から相応分の負担増をとれば、財政や経済の立て直しは十分できますし、消費税が今まで上がった分、そっくりそのまま大企業の減税分に回っているんです。今回も大企業の法定を35パーセントから20パーセントにしていくとか、そういった話もあります。消費税ですが、大企業というのは輸出をしている部分については、全く戻ってきているんです。だから大企業は消費税増税で1円も出していないということです。だから大企業に相応分の負担を、大富豪に相応分の負担をしていけば、経済の立て直しはできるんです。

○林 政男君

私は、そこは違うと思いますね。やはり法人税を下げれば、少しでも活力が出てくる。現にアメリカは法人税が高いから、どんどん海外にシフトしている。今せっかくメイド・イン・ジャパンという新しい機運が高まってきているわけです。私が言いたいのは、今まで海外に工場なんかが出て行って、結局は人も要らなくなった。でも、やはり日本で工場をやれば、そこに雇用が生まれて、新しいビジネスチャンスも出てくるということなんです。消費税に頼らなかった場合に直接税をどんどんかけていったら、会社員は。大企業と言いましたけれども、大企業にどんどん税金をかけていったら、大企業が日本から外へ出ていくわけです。最後にそれを聞きます。

○右山正美君

今の安倍政権は、大企業が一番活躍しやすい日本だということを言っているわけですね。

一番活躍しやすいということは、法人税とか、そういったものをどんどん下げて活発にさせていくということでしょうけど。海外の問題はもう、法人税をもっと上げるとかなんとかじゃなくて、今現在でもどんどん海外に出ていますよ。日本の企業は法定福利、こういったものに対して一番最低です、世界から見れば。最低の支出しかしていないわけです。

○林 政男君

終わります。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

最初に、発議案第7号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

討論がなければ、これで発議案第7号の討論を終了します。

次に、発議案第8号についての討論を許します。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山わき子君

私は発議案第8号、新聞等への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）に対して、反対するものであります。

4月の8パーセントへの消費税増税は日本経済を一層悪化させ、7月の家計調査で実質消費支出を5.9パーセントも低下させ、政府が景気判断で、景気の動向が和らぎつつあるとの見方を撤回せざるを得ませんでした。アベノミクスによる金融緩和と円安で消費者物価が上昇し、その上、毎月の勤労者世帯の実質賃金は増税前から13カ月連続のマイナスです。これでは悪循環の危険水域に入っていると云わざるを得ません。

こうしたもとの新聞、食料品など、生活必需品への軽減税率が適用されたとしても、消費税が増税されれば、結局は国民の可処分所得が奪われ、中小企業も打撃を受け、景気はさらに落ち込み、新聞の売り上げも減ることになります。

今、切実に求められているのは消費税8パーセントから10パーセントへの増税中止です。消費税の税率を短い期間で倍も引き上げる再増税は、国民全体で13兆5千億円、赤ちゃんからお年寄りまで、国民1人当たりで11万円に近い増税となります。消費税10パーセント引き上げについて、今月初めに行った各新聞社の世論調査では、6割から7割が反対であるという調査結果を報道しています。国民の増税反対の切実な声に耳をかすことなく、大增税を押し付ければ、市民の暮らしと景気はますます悪化し、市民経済が大打撃を受けることは明らかです。

消費税増税中止こそ、暮らし、経営を守る解決策であります。

よって、消費税軽減税率適用を求めるこの意見書に反対するものです。

○議長（林 修三君）

次に、賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

討論がなければ、これで発議案第8号の討論を終了します。

次に、発議案第9号についての討論を許します。

最初に、反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

次に、賛成討論の発言を許します。

○丸山わき子君

発議案第9号、消費税率10パーセントへのさらなる増税中止を求める意見書（案）に対する賛成討論であります。

消費税8パーセント増税強行から5カ月、最悪の不公平税制、消費税増税が市民の暮らしと中小零細業者の営業を直撃しています。先ほども、農家経営に対しても大変な不安の声が出されております。消費税8パーセントで8兆円、国民1人当たりの負担額は月4千400円、年間5万円を超え、市民全体では年間36億5千万円もの負担増が襲いかかることになります。

日本共産党市議団が実施している市民アンケートの第1次集約には、高齢者からは、年金削減と増税の二重苦、医療費も値上げし、年金は減らされるのに物価の値上げと増税でどうやって暮らしていけというのかという、怒りの声が渦巻いています。また消費税が4月から8パーセントに引き上げられましたが、暮らしへの影響はという設問に対し、83パーセントの市民が、影響が出ていると回答しています。さらに来年10月から消費税10パーセントへの引き上げが予定されていますが、どのように思いますかという設問には、75パーセントが、10パーセントへの引き上げに反対しています。どの世論調査でも増税反対が圧倒的です。

10パーセントになれば3月までに比べ2倍になり、市民の暮らし、地域経済をさらに直撃します。多くの中小企業が倒産、廃業の危機にさらされます。全国中小企業団体中央会の調査では、多くの中小企業が現状でも原材料高、燃料高を販売価格に転嫁できないと訴えています。この上、消費税増税となれば、いよいよ転嫁できず、身銭を切って納税する苦境に追い込まれます。大不況の中で必死に頑張ってきた中小企業を、廃業や倒産へと追い詰めることとなります。

この間、消費税増税による増収分は全て社会保障のために使われると宣伝してきましたが、

政府でさえ、今年度予算で社会保障の充実に充てられるのは消費税増税分の1割にすぎないと認めています。社会保障の実態は年金の連続削減、介護保険給付の縮小、高齢者医療の窓口負担引き上げ、生活保護の削減など、充実どころか、給付削減と負担増が目白押しです。国民に耐えがたい大增税を押し付けた上、それをうその宣伝でごまかすなど、絶対に許せるものではありません。

今、消費税8パーセントの増税が強行されたもつで、新たな浪費、放漫財政が進められています。今年度、大企業には復興特別法人税の廃止と投資減税、合わせて1兆5千億円の減税が、また国土強靱化のもつで東京外環環状道路をはじめ、三大都市圏環状道路、国際コンテナ港湾など、巨大公共事業に巨額の税金が投入されようとしています。さらに今後5年間に約2兆4千6百700億円の軍事費をつぎ込み、大軍拡の道に乗り出そうとしています。消費税の大增税は社会保障のためでも財政再建のためでもなく、消費税増税で庶民から吸い上げた税金を大企業減税や巨大開発、軍拡に流し込むものであり、断じて許せません。

財源確保にあたっては、大企業への減税をなくし、裕福層あるいは大企業への税金の応能負担を求めること、また大企業の290兆円ものため込み金を一部、労働者の賃金に回すなど、こうして国民の懐を温めること。また、不要不急の公共事業をなくすこと。さらには、膨大な軍事費をなくすこととて経済の立て直しはできます。

安倍首相は、消費税10パーセントへの引き上げを年内に決定すると報じています。増税によって景気が悪化しては元も子もないと、増税実施の判断に慎重さを見せていますが、増税を中止するとは言っておりません。暮らしも経済も壊す、消費税増税ストップに声を上げるときではないでしょうか。

よつて、消費税増税実施の中止を求める、この意見書(案)に賛成するものであります。

○議長(林 修三君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

討論がなければ、これで発議案第9号の討論を終了します。

これから採決を行います。

最初に発議案第7号、八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。発議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第8号、新聞等への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。発議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第9号、消費税率10パーセントへのさらなる増税の中止を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（林 修三君）

起立少数です。発議案第9号は否決されました。

会議中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午後11時18分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第2号から議案第8号を一括議題とします。

これから常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご理解願います。

これから各常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

総務常任委員会に付託されました案件1件につきまして、去る9月16日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第7号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く歳出2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「今年度の地方交付税にあたっては、地方消費税をはじめとした地方税収が増額するので、一般財源の総額は増額となるという国の方針であったように思いますが、実際に八街市は前年度と比較して1億3千万円の減になっています。また、臨時対策債と合わせても、減になると思います。このことについて、市はどのように考えているのか」という質疑に対して、「地方交付税については、当初予算において昨年、平成25年度の給与減額分があったことから、その回復分が今年度交付されるという見込みで当初予算を組みましたが、実際、交付税の算定で単位費用のほとんどが減額になっていました。また、消費税交付金が増えたことにより、交付税が当初見込みよりも減額になっ

ています。臨時財政対策債は、国の計画においても減額となる見込みであったことから、当初低くなるのではないかと見込んでいましたが、交付税の算定の中で若干増えていますので、増額するものです。地方交付税がかなりの減額になるので、今後の予算全般にかなりの影響があるものと考えています」という答弁がありました。

次に、「安心子ども基金事業補助金は、民間保育を充実させていくということですが、具体的な内容を伺う」という質疑に対して、「私立八街かいたく保育園の現在の定員66名に45名増員し、定員111名とするための増築工事になります。増員の内訳は、0才児9名増員して計15名、1才児6名増員して計18名、2才児6名増員して計18名、3才児8名増員して計20名、4才児8名増員して計20名、5才児8名増員して計20名となります」という答弁がありました。

次に、「かいたく保育園以外に増員を見込める施設はないのか伺う」という質疑に対して、「現在のところありません」という答弁がありました。

次に、「住宅用太陽光発電設備導入推進事業では、近年の設置数の推移を伺う。また、今年度は既にどのぐらい設置されているのか」という質疑に対して、「平成23年度は10基、24年度は76基、25年度は86基です。26年度は、8月末現在で30基申請があり、交付済みです」という答弁がありました。

次に、「農地集積・集約化対策事業の具体的な内容を伺う」という質疑に対して、「国の補助事業を活用して、農地基本台帳システムを当初、5年間のリース事業で予算計上したところでありましたが、このたび、国から平成27年度以降は補助を担保できない、また、本年度単年度事業であれば補助制度を活用できる旨との方針が示されたことにより、今回導入の予算措置を行うものです」という答弁がありました。

次に、「がんばる地域交付金の内容を伺う」という質疑に対して、「国の平成25年度補正予算に計上された公共事業の地方負担額に対して、財政力等を勘案して交付されるものです。6月補正予算の住野の排水路整備及び道路整備事業、道路排水施設整備事業、流末排水施設整備事業に交付金を充てようと考えています」という答弁がありました。

次に、「やちまた応援寄附金は、昨年同時期と比較してどのような状況か」という質疑に対して、「本年4月から7月までに申し込みをいただいた112件のうち、実際に納入のあった97件147万円を補正するものです。昨年度の総件数が99件でしたので、件数は既に昨年度並みになっていますが、金額に関しては昨年度2名の方から100万円ずつの寄附がありましたので、金額的には少ない状況です」という答弁がありました。

歳出では、「一般管理費の臨時職員の内容を伺う」という質疑に対して、「総務課人事班に1名臨時職員を配置しようとするもので、従事していただく業務は、人事班の給与、安全衛生関係の業務です。勤務条件は、任用期間は本年10月1日から平成27年3月31日までです。勤務時間は、月曜日から木曜日までが1日4時間、金曜日が1日3時間の勤務になります。時給は最低賃金の改定がございましたので、一般事務補助員としての時給800円になります」という答弁がありました。

次に、「応援寄附金による街づくり基金積立金は、どのようなものに使うのか」という質疑に対して、「寄附者は『8つの街づくりメニュー』の中から希望するメニューを選んでいただくなどしていますので、新年度予算編成時はメニューに沿ったものに充てています。平成26年度当初予算では、一の街に31万7千円、二の街に62万8千円、三の街に142万5千円、四の街に9万円、五の街に20万2千円、六の街に7万5千円、八の街に11万円、その他、使途の指定がなかったものは市長が決定して、343万3千円を充てています。一般的には、自由に使っていいという寄附が多かったので、市の裁量で使わせていただいたものがメインとなっています」という答弁がありました。

次に、「災害復興住宅利子補給事業費は、平成25年度の台風の被害に対する事業とのことですが、実際の被害は何件あったのか」という質疑に対して、「床上浸水が6件、床下浸水が約60件と把握しています。融資を受けて、この事業を利用する方はありませんでした」という答弁がありました。

次に、「全国消防操法大会では、ポンプなどを会場に運び込む経費に関しては、どのようなになったのか」という質疑に対して、「会場は東京の有明になり、消防車を直接乗り付けることはできないことになっています。小型ポンプ、ホースなどの器材を会場に搬入するため、器材運搬用としてトラックを借り上げます。その他は16分団員等が移動するためのマイクロバス1台、消防委員、地元西林区の方、その他、たくさんの方が応援に行かれるとのお話をいただいております、応援用の大型バス3台を用意する予算となっています」という答弁がありました。

次に、「防災行政無線拡声子局移設工事は、植木市場が閉鎖をし、所有権移転に伴うものとのことですが、どの辺に移設するのか」という質疑に対して、「現在立っているところから10メートルぐらい離れた場所に防火水槽がありますので、買収面積を減らすために、防火水槽の前面に移動する予定です。用地測量、鑑定をかけて、境界等を確定させた上で、最終的には買収していきます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑がないようですので、これで総務常任委員長報告を終わります。

次に、石井孝昭文教福祉常任委員長より、文教福祉常任委員長報告をお願いします。

○石井孝昭君

それでは、文教福祉常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る9月17日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、平成27年度から市立幼稚園において預かり保育を実施するにあたり、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「預かり時間は午後4時までとのことですが、ニーズ調査では午後5時までの希望が多いと思うが、検討されたのか。また、今後の方向性はどのように考えているのか」という質疑に対して、「近隣の成田市、佐倉市、富里市、東金市等の状況を参考にいたしました。現有の職員で対応したいと考えていますので、事後処理を含めて、預かり時間は午後4時までといたしました。今後は、八街第一幼稚園、川上幼稚園でも平成28年度以降は考えていますので、これを踏まえて検討したいと思います」という答弁がありました。

次に、「預かり時間は5時までの要望が多いが、幼保連携となった場合にどのようなのか」という質疑に対して、「朝陽幼稚園については、隣接に保育園がありますので、将来的にはこども園的にすることについて、長期的に検討していきたいと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「改正案では全世帯同額の保育料となっています。市が実施したニーズ調査によると、平日、定期的に教育・保育の事業を利用していない人は14.7パーセントに上ります。その理由は、利用したいが経済的な理由で事業を利用できないとなっています。働く人の賃金が減る一方、物価の値上がり、消費税率引き上げにより、暮らしが圧迫されています。安心して預けることができるようにするため、兄弟がいる場合、ひとり親世帯に配慮した、所得に応じた保育料にするべきです。また、預かり時間については5時までを希望する人が多数を占めており、預かり時間を5時までで延長するべきです。以上の理由から反対します」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、子ども・子育て支援新制度の施行に関連した条例を制定することに伴い、八街市子ども・子育て会議の所掌事務に関する規定を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

審査の過程において委員から、「この新制度は、子どもたちの保育状況をよくするというだけではなくて、企業が参入しやすくなるということがベースになっているので、子ども・子育て会議を本当に充実させていかなければならないと思います。児童福祉に関する審議会が調査審議する事項とありますので、この審議の結果について、改めて子ども・子育て会議が審議をするのか伺う」という質疑に対して、「今回の改正は、児童福祉審議会が設置されていない状況から、子ども・子育て会議をそれに変わる合議制の組織として変更するための

一部改正です。児童福祉審議会で審議する内容である『児童及び知的障害者などの福祉向上を図るため、玩具や遊戯、各種出版物などを推薦し、それらの製作、販売者など必要に応じて勧告を行うことができる』などもあわせて、子ども・子育て支援計画の策定のほかにも審議していただきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「児童福祉に関する審議会は、市町村によって設置されているところと、ないところがあるのですか」という質疑に対して、「都道府県と政令指定都市については設置義務がありますが、当市のような市町村については任意となっています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。これは、平成24年8月22日に子ども・子育て関連3法が公布され、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市が条例で基準を定めることとされたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「設備の基準について、児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上としています。今後6年生までの入所を考えると、あまりにも狭くないかと思うが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「最低基準として設けているものです。1.65平方メートルは今までのガイドラインの内容をそのまま踏襲したものです。八街市の児童クラブにおいては基準以上になっています。あくまでも最低基準ですので、これから新たに参入してくる民間、もしくは八街市においての新設、改修があった場合には、この最低基準より高く設けることができるようであれば、そのようにしたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「支援員は、有資格者が1施設に1人配属すればいいことになっていますが、やはり全員、有資格者にすべきと思うがどのように考えているのか」という質疑に対して、「支援員、補助員については、これから県が研修を実施することに決定しており、資格の認定研修時間、研修科目などについて、県から指針が示されると聞いていますので、この研修に参加していただく。また現在、資格の取得の研修以外の通常の研修にも参加していますので、補助員のふだんの経験、知恵を活かしながら、積極的に携わっていただければと考えています」という答弁がありました。

次に、「開所日数は、現在八街市は約290日、開所しています。本条例案は1年につき250日以上となっているので、当市の実情と合わせられないのか伺う」という質疑に対して、「国、県の放課後子どもプラン推進事業補助金の基準が、年間250日以上になっています。これは、おおむね平日の事業日と長期休業日で設定されているところです。八街市の児童クラブは土曜日も開設していますので、292日から293日になっていますので高い水準です。条例案の第18条は、これから参入してくることを想定している最低基準です。八街市としては、公設の児童クラブについては、この最低基準に合わせるつもりはありません」という答弁がありました。

次に、「非常災害対策はどのように考えているのか」という質疑に対して、「現在も実施していますが、消防計画の策定、避難訓練の実施、不審者対応などについて、運営規定を定めることとなります」という答弁がありました。

次に、「発達障害のお子さんの入所にあたっての面接等、どのように行われているのか」という質疑に対して、「面接は特に行っていませんが、入所時の調書等により、保護者の方から相談があれば対応しています」という答弁がありました。

次に、「市内の児童クラブ支援員同士が交流する場を設けることはできないのか」という質疑に対して、「現在、支援員全員が集まる研修がありますので、交流が図られていると考えていますが、さらに交流の場を増やして、各児童クラブの温度差がなくなるように考えていきたいと思っております」という答弁がありました。

次に、「利用者の通学する小学校等、学校関係との連携はどのようになっているのか」という質疑に対して、「この連携については、社会福祉協議会との協議の中で、学校との連絡を取りやすくしたいと話し合っているところです」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「放課後児童健全育成事業における支援の目的として、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならないとうたっています。この目的を実現するために基準が設けられているわけですが、十分とは言いがたい内容です。例えば、面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとしていますが、今後6年生まで受け入れることを考えれば、乳児3.3平方メートルと比較すると、はるかに狭いことは明らかです。市独自の適正面積を定めることが必要です。職員については、1施設2人以上のうち、1人が有資格者であればいいとしていますが、職員全員を有資格者とすべきです。また、支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人とするとありますが、6年生までの児童が入所対象となり、当然、定員増を図る必要があります。支援の単位が40人を超える場合には速やかにその支援に必要な設備及び備品、並びに放課後児童支援員及び補助員を確保し、支援の分割を図ることを明記すべきです。開所日数についてですが、児童クラブは現在290日開設されていますが、条例案では1年につき250日以上と、40日も少なくなっています。この条例の第4条では、最低基準を超えて設備を有し、または運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならないとうたっています。条例の精神に基づき、従来の290日の開設を求め、反対します」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。これは、平成24年8月22日に子ども・子育て関連3法が公布され、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市が条例で基準を定めることとされたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「保育の場には、子どもたちの年齢から考えて安全を第一にして、原則として1階に整備すべきと思うが、いかがか」という質疑に対して、「現在、保育基準で、認可保育所についても2階以上が認められているので、同じ基準になっています」という答弁がありました。

次に、「ビルの一角などを利用して行うことは考えられないか伺う」という質疑に対して、「条例上ではそういうことも想定して規定しています」という答弁がありました。

次に、「家庭的保育事業等の国の基準では、小規模保育事業のA型は全員が保育士、B型では2分の1以上が保育士となっています。多くの事業ではB型について資格を必要としない、研修のみでいいとしています。保育士で全員保育をすることが必要です。子どもの安全に関わる資格の問題について、どのように考えているのか」という質疑に対して、「保育士基準は国の基準どおりになっています。八街市においては、実際まだ事業として行っていないので、同じような形態の保育ママ等がない現状がありますが、他市の状況を調査したところ、実際に研修を行って、保育従事者の資格を認定していると聞いています。同じように、今回の条例についても、市町村長が行う研修を受けていただき認定するというところで考えていますので、このままの規定で行きたいと考えています。また、B型では2分の1ではなく、2分の1以上とのことですので、できるだけ保育士を増やしていただき、A型の事業に変更できるよう、働きかけていければと考えています」という答弁がありました。

次に、「給食については、調理員を置かなくてもいいとなっています。アレルギーやアトピー、アナフィラキシー症候群などに対応できないのではないか。特に3歳未満児などは特別な対応が必要とされており、調理員を置かないことは許されないと思うが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「小規模事業については原則自園調理、調理設備、調理員の設置を求めています。また、家庭的保育事業の調理員は、3名以下については、調理業務を全部委託する場合や連携施設から搬入する場合に調理員を置かなくてもいいことになっております。この場合においても、もちろんアレルギー対策については事業者の責務ですので、アレルギー対策をきちんと指導していきます。連携施設は保育所等と書面をもって契約することとなっていますので、十分注意して調理を行っていただきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「食が子どもたちを育てていくわけですから、自園方式でないともとても不安です。どのように考えているのか」という質疑に対して、「小規模保育の中で給食を連携施設から搬入する場合は、献立の作成、給食の調理搬入の中で個別対応をしてもらいます」という答弁がありました。

次に、「設備の基準では、2階、3階、4階以上と、それぞれ必要な設備が掲載してあるが、1階だけで保育はできないのか」という質疑に対して、「1階だけではなく、4階以上までと基準を定めています。マンションや家屋の2階の部屋を使うことが想定されますので、この基準を定め、建築基準法、消防法などによって、安全を確保することになっています」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「保育の場は、子どもたちの安全を第一に、原則として1階に設置すべきです。また、家庭的保育事業等における国の基準は、小規模保育事業のA型は全員が保育士、B型は2分の1以上は保育士となっており、多くの事業で保育の担い手は保育士資格者を必要とせず、研修のみでいいとなっています。保育士ゼロは子どもの安全に関わる重大な問題です。保育中の事故は、その多くが2歳以下で起きています。また、保育士資格者は3分の1でいいとされている認可外保育所での子どもの死亡事故率は圧倒的に高くなっています。厚労省の調査によると、2013年1年間の死亡事故件数は認可保育所で4件、認可外保育所では15件となっています。入所児童数から換算すると、認可外保育所での死亡事故は認可保育所の4.5倍にもなっています。この深刻な結果を見ても、保育の質の確保が重要であり、保育士以外を保育者として配置すべきではありません。国の基準では子どもの安全・命を守れません。児童福祉法第1条第2項には、全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないとうたわれています。この法律にのっとり、配置基準上の保育者は全てA型同様に保育士を配置し、保育に格差を持ち込まないよう取り組むべきです。給食については、調理員を置かないことができるとなっていますが、アレルギーやアトピーの子どもたちが増えており、アナフィラキシー症候群などに対しても対応が必要です。個別の対応が求められる3歳未満の子どもたちの健康や育ちを保障するために、給食は個々の園での自園方式と調理員の配置が必要です。最後に、今、全国でさまざまな災害が発生しており、災害から命を守る対策を強化しなければなりません、その規定がありません。防災対策について明記する必要があります。以上の理由から反対します」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号は、八街市特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。これは、平成24年8月22日に子ども・子育て関連3法が公布され、子ども・子育て支援法により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、内閣府令で定める基準を踏まえ、市が条例で基準を定めることとされたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「新制度では保育園と幼稚園、本来性格の違う2つの子育て支援施設が1つとなってきます。財源も施設型給付事業に一本化しようとするものですが、一本化することで新たな問題が発生しないか伺う」という質疑に対して、「新制度として実施していく手続の中で、何かあれば早急に対処したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「幼保連携型の子ども園では保育時間も違ってくると思うが、問題がないか伺う」という質疑に対して、「保育時間は、幼稚園の部分と、保育園の部分に分かれます。給付につきましても公定価格の仕組みの中に入ってくるので、同じ新制度に入っていきます」という答弁がありました。

次に、「今度の制度はこれまでの保育所、幼稚園の制度を根底から改変させることでは、

問題を抱えている部分があります。あっせんについて、保育所は市が調整できると思いますが、保育所以外の直接契約に対して、市が調整をどこまでできるのか伺う」という質疑に対して、「第7条で、保育を必要としている子どもたちが、なるべく希望するところに入れるように、あっせん、協力を行うものとなっています」という答弁がありました。

次に、「新制度では上乗せ徴収、実費徴収が容認されています。実施されたら低所得者の負担が大きくなることが懸念されるが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「上乗せ徴収については、現在の保育園では上乗せ徴収は行っていません。実施主体が市であり、市の意向が尊重されるとなっていますので、上乗せについては慎重に行いたいと考えています」という答弁がありました。

反対討論について、次のようにありました。

「この条例案は、新たに設置される認定こども園、特定地域保育事業者の運営に関する基準を定めるものです。新制度では、保育所と幼稚園という性格の違う2つの子育て支援施設が1つとなり、財源も施設型給付費等に一本化するというものです。政府は幼保連携型認定こども園を支援新制度の最大の目玉として、既存施設から移行促進させようとしています。しかし、幼保連携型の認定こども園の設置は、子どもにとってどのようなメリットがあるのか、問題です。保育所のような、学校のような施設で、保育時間が異なる子どもたちを、どのように学級編制し、学校としての教育を行い、保育していくのか、その規定は曖昧です。その上、幼保連携型認定こども園が児童福祉法第24条第1項の規定から外され、入所にあたっては保護者との直接契約となっており、市が調整者としてどこまで関与できるのか、子どもにとって最善の保育環境が保障されるのかなど、問題を抱えたままのスタートとなり、到底賛成できません」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から3目、9款教育費第2表債務負担行為補正の内1追加「外国語指導助手業務」についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、「児童福祉総務費の消耗品費増額の内容を伺う」という質疑に対して、「11月に児童虐待防止推進月間において、広報やちまたへの掲載や啓発のチラシ、ポスターの掲示、また、オレンジリボン運動の実施をしております。昨年度において社会教育課と合同で、同じ11月に実施する子ども若者育成支援強調月間に、市内の大型店舗においてポケットティッシュを配布したところです。本年度においても、啓発に取り組むためのポケットティッシュ2千個の費用になります」という答弁がありました。

次に、「本市の虐待の状況を伺う」という質疑に対して、「児童家庭課で受けている平成25年度の実績ですと、相談件数142件、うち75件が虐待の相談でした」という答弁がありました。

次に、「生活困窮者自立促進支援モデル事業の内容を伺う」という質疑に対して、「この

モデル事業は、まず生活困窮者の自立促進を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日にスタートしますが、このスタート前に事例の蓄積なり、支援のノウハウを得て、円滑に事業展開を目指すものです。具体的には、本来ですとスタート時点では、主任相談支援員、相談支援員、就労支援の3職種が一体となって実施することになりますが、今回モデル事業ということで、自立相談業務として生活困窮者の方々の自立へ向けての相談、また、支援計画などを作成するものです」という答弁がありました。

次に、「私立保育園施設整備事業は、かいたく保育園への定員増に伴う補助金とのことですが、現在、障害児の入所はあるのか伺う。また今後、病後児保育などは考えていくのか」という質疑に対して、「障害児は、現在入所していない状況です。病後児保育については、いずれ実施する方針と聞いていますが、現在、具体的な状況はわかりません」という答弁がありました。

4款では、「平成25年度の未熟児養育医療対象者数を伺う」という質疑に対して、「この事業については、2千グラム以下、または生活力が特に薄弱であるなどの場合、該当になり、平成25年度は6世帯7名になります。平成26年度は、現在4世帯4件になります」という答弁がありました。

次に、9款では「特別支援教育支援員は、八街東小学校に配置するとのことですが、なぜこの時期に増員することになったのか伺う」という質疑に対して、「八街東小学校における特別支援教育支援員は、支援を必要とする児童が増えています。学習面、情緒面、言語面などに差はありますが、学校の認識で104名となっています。支援学級への通級、学校全体による支援、専門機関との連携、本来の少人数加配教員の支援など、いろいろと対応してきましたが、東京都八街学園の情緒不安定な児童が在籍していたり、日本語が不十分な外国籍の児童が在籍しており、不適応を起こしている児童への対応等、支援をする人数が不足しております。また本来、少人数指導すべき県費加配の職員が、情緒面で支援を必要とする児童につかざるを得ないため、本来の指導が行えていません。このようなことから増員するものです」という答弁がありました。

次に、「学校給食センターの職員は足りているのか」という質疑に対して、「今年の3月で1人退職しましたが、産休中の職員が復帰したので、現在、事務職6名で昨年度と同様の対応となっています」という答弁がありました。

次に、第2表債務負担行為補正の追加では、「外国語指導助手業務は、なぜ委託になるのか伺う」という質疑に対して、「平成23年度より、改定学習指導要領が小学校で全面实施され、小学校5、6年生において週1時間の外国語活動が必修となりました。授業時数の合計は年間で35時間になります。文部科学省では、小学校での英語の教科化を含めた英語教育の拡充と、中学校、高校での英語活動の高度化を図ることを打ち出しています。教育委員会としても、英語教育の充実には力量のあるALTの安定確保が重要な課題と認識しています。外国語指導助手の雇用方法については、議会でもたびたび取り上げられてきたところですが、本市では、平成24年度から平成26年度までの3年間で、民間業者との委託契約に

よりALTを雇用してきました。近隣市町の教育委員会の雇用状況を調査したところ、多くは民間企業による講師派遣に頼っている状況でした。ALTを直接雇用すれば、さまざまな活用方法が実現できます。市の財政状況、教育委員会の職員構成を考えたとき、残念ながら日本の文化にも通じた複数のALTを見付け出し、市教委が直接雇用契約を結ぶことは、現状では難しいと判断いたしました。小・中学校の先生方と市教育委員会で構成する外国語指導者選定委員会を開催し、検討を重ねた結果、平成27年度から平成29年度までは、業務委託によるALTを配置することといたしました。しかし、市教育委員会としてもALTを直接雇用することのメリットは十分理解しています。今後、市の財政状況を見据えつつ、市教委内に英語圏の文化に通じた外国語に堪能な職員の配置を検討して、英語教育の充実を目指したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「ALTは教育委員会でセレクションできるのか伺う」という質疑に対して、「不都合があった場合、例えば発音が悪い方などの場合、変えていただく場合があります。質のよい力のあるALTを確保する形で進めています」という答弁がありました。

次に、「小学校5、6年生において週1時間の外国語活動とのことですが、袖ヶ浦市は小学校1年生からカリキュラムに英語教育があります。進んでいる自治体との整合性をどのように図っていくのか伺う」という質疑に対して、「必修となったのは小学校5、6年生ですが、1年生から4年生までも総合的な学習時間を使って、英語活動を実践しているところです。本市では、外国語活動において、音声を中心に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを主な目標として、活動を行っています。体験的な活動を通して、英語の表現の基本に慣れ親しむ中で、英語に興味を持たせるという狙いをもって、指導を進めているところです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

ただいまの文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

お諮りします。時間ではありますが、午後の予定も錯綜しておりますので、このまま会議を続けることにご協力ください。

次に、山口孝弘経済建設常任委員長。

○山口孝弘君

経済建設常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る9月18日に委員会を

開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第7号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費第2表債務負担行為補正の内2廃止「農地基本台帳システムの賃借」、3変更「東日本大震災等避難者支援に係る民間賃貸住宅の賃借」についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「浄水器設置費補助金の増額理由を伺う」という質疑に対して、「当初予算に5器分を計上していましたが、現在5器分補助し、残高が4万円になり、不足が生じる見込みのため、増額補正するものです」という答弁がありました。

次に、「水質検査をして、どのような成分が検出されているのか。また、水質の追跡調査はしているのか」という質疑に対して、「八街市は農業が盛んということで、亜硝酸性窒素が一番多い結果となっています。飲用水の調査については、隔年で各60カ所ずつ実施していますが、亜硝酸については波があり、一度検出されても、減ってしまう場合があります。また、ある程度の数値を超えると、ずっと検出されている状況もあります」という答弁がありました。

次に、「県の水質検査が終了しているが、問題のある場所については継続して実施できないか。また、地域を少し変更して実施することはできないか」という質疑に対して、「県の調査については、毎年、地域を変えて実施しています。また、環境課で実施している水質検査は、産廃や残土のあった近隣のモニタリングを隔年で実施しているところですよ」という答弁がありました。

次に、「住宅用太陽光発電設備導入推進事業の現在の執行率を伺う」という質疑に対して、「8月末現在で30基の太陽光発電補助の実績となります。当初予算は76基分を計上していますが、昨年度は11月中旬に交付が終了してしまっていたことがありました。8月末現在で30基であり、あまり伸びていませんが、今後ホームページや広報などで、再度PRして、周知していきたいと考えています」という答弁がありました。

歳出5款では、「鹿島川上流ほ場整備業務の内容を伺う」という質疑に対して、「河川の簡易的な修繕や泥揚げについての委託業務になります」という答弁がありました。

次に、「多面的機能支払交付金事業の具体的な内容を伺う」という質疑に対して、「地域の方々が団体等を結成して実施するもので、今回は鹿島川上流地区保全資源会という団体が、河川の清掃、泥揚げ、草刈り等を行っていく形になります」という答弁がありました。

「農地中間管理事業の出し手、受け手の具体的な内容を伺う」という質疑に対して、「出し手は、市の方にご相談をいただき申請することになり、これを市から管理機構に提出します。受け手については、管理機構が公募して探すことになります。受け付けは市でも行いますが、公募をかけた方々と出し手を管理機構が調整して貸し付けをしていくことになります。

金額については、農地を10年以上、機構に貸し付けることが要件になりますが、交付単価が集積面積で分かれており、0.5ヘクタール以下で30万円、0.5ヘクタールを超えて2.0ヘクタール以下は50万円、2.0ヘクタールを超えるものは70万円になります」という答弁がありました。

歳出6款では、「最近の代位弁済の状況を伺う」という質疑に対して、「平成12年に1件あってから、ありませんでしたが、今回新たに1件発生したものです」という答弁がありました。

歳出7款では、「道路整備では、まだ傷んでいる路線があります。予算の関係もあると思いますが、今後の見通しを伺う」という質疑に対して、「道路整備は、要望に対して100パーセント整備していない状況ですが、これからの展望としては、まず1、2級道路を主体に補助事業を活用しながら、順次整備していきたいと考えています。また、要望箇所については、緊急性の高い箇所から維持補修的な工事が実施できるよう、予算確保に努めていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「八街駅北側地区土地区画整理事業では、街づくりに対して市が最後まで責任を持つことが重要と考えます。今後の対策として、どのように考えているのか伺う」という質疑に対して、「平成25年度をもって換地処分が完了し、1年間たちましたが、商業核については一部建築が始まって、テナントが建ち並んできました。住宅地区については、区画整合法第76条の関係を含めて約100件の建築確認関係が提出され、数多くの建築が進められることが見受けられます。今後、市としては、商業区域内でまだ活用されていないところについて、市としてできる範囲で積極的に支援し、公共核施設用地も含めて、八街市の顔となって、賑わいの創出が図られるよう、努力していきたいと考えています」という答弁がありました。

債務負担行為補正では、「東日本大震災等避難者支援に係る民間賃貸住宅を賃借されている人数を伺う」という質疑に対して、「現在、福島県の方が3世帯11名、宮城県の方が1世帯4名になり、計4世帯15名になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、平成26年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「管路近代化事業の内容を伺う」という質疑に対して、「八街駅の南側と九十九路団地の通りの2カ所、合わせて約1.2キロメートルの管路更新工事と、昨年度に更新工事を行った箇所の舗装復旧工事になります」という答弁がありました。

次に、「起債の利率が5.0パーセント以内となっていますが、今回の起債先はどこになるのか伺う」という質疑に対して、「地方公共団体金融機構となり、利率は1.3パーセント程度で協議しているところですよ」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申

上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

ただいまの経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。
以上で各常任委員長の報告並びに質疑を終了いたします。
議案第2号から議案第8号までの討論を予定しておりますが、討論通告につきましては、この後の昼食休憩中の午後12時50分までに通告されますよう、お願いいたします。
ここで、昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。
なお、臨時の全員協議会を午後1時から開会します。それまでに議員控室にお集まりください。
休憩に入ります。

（休憩 午後12時09分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（林 修三君）

再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
これから討論を行います。
京増藤江議員から、議案第2号、第4号、第5号、第6号に対する反対討論の通告がありましたので、発言を許します。

○京増藤江君

それでは、まず、議案第2号、八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論をいたします。

常時預かり保育料が月額4千円、一時預かり保育料が1日300円と、改正案では全世帯同額となっておりますが、兄弟がいる場合やひとり親世帯に配慮し、お金の心配なく安心して預けることができる保育料にすべきです。

市が実施したニーズ調査によると、平日、定期的に教育、保育の事業を利用していない人は14.7パーセントに上っています。その理由は、利用したいけれども経済的な理由で事業を利用できないと答えています。保育を必要とする世帯が利用を諦めることがあってはなりません。また、預かり時間については5時までを希望する人が多数を占めており、預かり時間を5時までに延長すべきであり、議案第2号に反対します。

次に、議案第4号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、に対する反対討論をいたします。

放課後児童健全育成事業における支援の目的として、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならないとうたっています。この目的を実現するために基準が設けられているはずですが、十分とは言いがたい内容です。

例えば面積については、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとしていますが、今後6年生まで受け入れることになれば、乳児3.3平方メートルと比較すると、はるかに狭いことは明らかであり、市独自の適正面積を定めることが必要です。職員については、1施設2人以上のうち、1人が有資格者であればいいとしていますが、職員全員を有資格者とすべきです。また、支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人とするがありますが、6年生までの児童が入所対象となり、当然、定員を増やす必要があります。支援の単位が40人を超える場合に、速やかにその支援に必要な設備及び備品、並びに放課後児童支援員及び補助員を確保し、その支援の分割を図ることを明記すべきです。開所日数については児童クラブは現在290日開設されていますが、条例案では1年につき250日以上と、40日も少なくなっています。この条例の第4条では最低基準を超えて設備を有し、または運営している放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として設備または運営を低下させてはならないとうたっています。条例の精神に基づき、従来の290日開設をし、市民の要望に応えるべきです。

議案第4号に反対いたします。

次に、議案第5号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、に反対討論いたします。

家庭的保育事業等の国の認可基準は、小規模保育事業のA型は全員が保育士、B型では2分の1以上は保育士となっています。しかし、多くの事業で保育の担い手は保育士資格を必要とせず、研修のみでよいとなっています。保育士ゼロは子どもの安全に関わる重大問題です。保育中の事故は、その多くが2歳以下で起きています。また保育士資格者は3分の1でよいとされている認可外保育所での子どもの死亡事故率は圧倒的に高くなっています。厚生労働省の調査によると、2013年1年間の死亡事故件数は認可保育所で4件、認可外保育所では15件となっています。入所児童数から換算すると、認可外保育所での死亡事故は認可保育所の4.5倍にもなっています。この深刻な結果を見ても、保育の質の確保が重要であり、保育士以外を保育者として配置すべきではありません。この制度は定員規模が小さいことを理由に、保育所等に比べ、保育者の資格要件などの緩和が国基準に盛り込まれましたが、施設、事業によって保育に格差があってはなりません。児童福祉法1条2項には、全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないとうたわれています。この法律にのっとり、市独自の基準により、配置基準上の保育者は全て、A型同様に保育士を配置して、全ての子どもたちが安全に平等に保育を受ける権利を保障すべきです。

そのために保育の場は子どもたちの安全を第一に、原則として1階に設置すべきです。また給食について、調理員を置かないことができるとなっていますが、アレルギーやアトピー

の子どもたちが増えており、アナフィラキシー症候群などに対しても対応が必要です。個別の対応が求められる3歳未満児の子どもたちの健康や育ちを保障できるよう、給食は個々の園での自園方式と、調理員の配置が必要です。また、今、全国でさまざまな災害が発生しており、災害から命を守る対策を強化すべきですが、その規定がありません。防災対策について、明記すべきです。

以上の理由から、議案第5号に反対します。

次に、議案第6号、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論をいたします。

この条例案は新たに設置される認定こども園、特定地域保育事業の運営に関する基準を定めています。新制度では保育所と幼稚園という性格の違う2つの子育て支援施設が1つとなり、財源も施設型給付費等に一本化するということです。政府は幼保連携型認定こども園を支援制度の最大の目玉として、既存施設から移行促進させようとしています。しかし、幼保連携型の認定こども園の設置は子どもにとってどのようなメリットがあるのか、問題です。保育所のような、学校のような施設で保育時間が異なる子どもたちをどのように学級編制し、学校としての教育を行い、保育していくのか、その規定は曖昧です。その上、幼保連携型認定こども園が児童福祉法24条1項の規定から外され、入所にあたっては保護者との直接契約であり、保育料も事業者が徴収します。市が調整者としてどこまで関与できるのか、子どもにとって最善の保育環境が保障されるのか等、問題を抱えたままのスタートであり、賛成できません。

また新制度では上乗せ徴収、実費徴収が容認されており、低所得者の負担が大きくなることが懸念されます。保育に必要な費用は実費、上乗せ徴収せず、国に対し、公定価格を改善するよう求めるべきです。

以上の立場から、議案第6号に反対いたします。

○議長（林 修三君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第2号、八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成26年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成26年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

議事都合により、しばらく休憩します。本会議再開時刻につきましては事務局よりご連絡します。

（休憩 午後 1時24分）

（再開 午後 1時45分）

○副議長（川上雄次君）

再開します。

議長と交代しましたので、ご協力をお願いいたします。

ただいま林修三議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小高良則君）

異議なしと認めます。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、林修三議長の退席を求めます。

（林修三議員退席）

（桜田秀雄議員退席）

○副議長（川上雄次君）

議長の退職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（吉田一郎君）

辞職願。

私こと、このたび一身上の都合により、議長の職を辞任いたしたいので、許可されるようお願いいたします。

平成26年9月25日。

八街市議会議長、林修三。

八街市議会副議長、川上雄次様。

○副議長（川上雄次君）

お諮りします。林修三議員の議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（川上雄次君）

異議なしと認めます。林修三議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

林修三議員の着席を許します。

（林修三議員着席）

○副議長（川上雄次君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（川上雄次君）

異議なしと認めます。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（川上雄次君）

ただいまの出席議員は21名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（川上雄次君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（川上雄次君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

（投票箱点検）

○副議長（川上雄次君）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。なお、同一の姓及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次、投票願います。投票は正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票願います。

○議会議務局長（吉田一郎君）

1番、長谷川健介議員。2番、鈴木広美議員。3番、服部雅恵議員。4番、小菅耕二議員。5番、小山栄治議員。6番、木村利晴議員。7番、石井孝昭議員。9番、山口孝弘議員。10番、小高良則議員。11番、湯浅祐徳議員。12番、中田眞司議員。13番、古場正春議員。14番、林政男議員。15番、新宅雅子議員。16番、鯨井眞佐子議員。17番、加藤弘議員。18番、京増藤江議員。19番、右山正美議員。20番、丸山わき子議員。22番、林修三議員。21番、川上雄次議員。

(点呼、投票)

○副議長（川上雄次君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（川上雄次君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（川上雄次君）

開票を行います。

会議規則第3 1 条第2 項の規定により、立会人に石井孝昭議員、木村利晴議員を指名します。両議員の開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長（川上雄次君）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数2 1 票、これは先ほどの出席議員数と符合しています。そのうち有効投票2 1 票。有効投票のうち、湯浅祐徳議員1 8 票、丸山わき子議員3 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6 票です。したがって湯浅祐徳議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました湯浅祐徳議員が議場におられますので、会議規則第3 2 条第2 項の規定により、議長の選挙の当選人と告知します。

議長に当選された湯浅祐徳議員のご挨拶をお願いします。

○議長（湯浅祐徳君）

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。このたび凶らずも議長という大役に選任されました。身の引き締まるような思いでございますけれども、微力ながら、皆様方のお力をかりながら、頑張る覚悟でございます。どうぞひとつよろしくお願い申し上げまして、一言ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（川上雄次君）

それでは、湯浅議長、議長席にご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

それでは、早速仕事をさせていただきます。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開時刻につきましては事務局よりご連絡申し上げます。

(休憩 午後 2 時 0 1 分)

(再開 午後 2時15分)

(桜田秀雄議員入場)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

ただいま、川上雄次副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、川上雄次議員の退席を求めます。

(川上雄次議員退席)

(桜田秀雄議員、古場正春議員退席)

○議長（湯浅祐徳君）

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（吉田一郎君）

辞職願。

私こと、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞任いたしたいので、許可されますようお願い出ます。

平成26年9月25日。

八街市議会副議長、川上雄次。

八街市議会議長、湯浅祐徳様。

以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

お諮りします。川上雄次議員の副議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。川上雄次議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

川上雄次議員の着席を許します。

(川上雄次議員着席)

○議長（湯浅祐徳君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。
追加日程第4、副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(湯浅祐徳君)

ただいまの出席議員は20名です。
投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(湯浅祐徳君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(湯浅祐徳君)

異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、同一の姓及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次、投票をお願いします。投票は正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票をお願いします。

○議会事務局長(吉田一郎君)

1番、長谷川健介議員。2番、鈴木広美議員。3番、服部雅恵議員。4番、小菅耕二議員。5番、小山栄治議員。6番、木村利晴議員。7番、石井孝昭議員。9番、山口孝弘議員。10番、小高良則議員。12番、中田眞司議員。14番、林政男議員。15番、新宅雅子議員。16番、鯨井眞佐子議員。17番、加藤弘議員。18番、京増藤江議員。19番、右山正美議員。20番、丸山わき子議員。21番、川上雄次議員。22番、林修三議員。11番、湯浅祐徳議員。

(点呼、投票)

○議長(湯浅祐徳君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（湯浅祐徳君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小山栄治議員、小菅耕二議員を指名します。両議員は開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（湯浅祐徳君）

選挙の結果を報告します。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数と符合しています。そのうち有効投票が20票。有効投票のうち、山口孝弘議員17票、右山正美議員3票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって山口孝弘議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました山口孝弘議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長の選挙の当選人と告知します。

副議長に当選されました山口孝弘議員のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（山口孝弘君）

議員の皆様にご推挙をいただきまして、身の引き締まる思いでございます。副議長としての職務を全うし、湯浅議長を支え、開かれた議会、市政の発展のために全力を注いでまいります。今後とも皆様方におかれましてはご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（湯浅祐徳君）

以上で就任の挨拶を終わります。

議事都合によりしばらく休憩します。再開時刻につきましては事務局よりご連絡申し上げます。

（休憩 午後 2時29分）

（再開 午後 2時45分）

（古場正春議員・桜田秀雄議員入場）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

報告します。

山口孝弘議員と私、湯浅祐徳より、議会運営委員の辞任願が提出され、これを許可しました。

発議案第7号により、増員した1名と合わせて、議会運営委員会委員が3名欠員となっています。

お諮りします。この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第5、議会運営委員会委員の選任を議題とします。議会運営委員が3名欠員となっています。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に、古場正春議員、林修三議員、石井孝昭議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

次に、林修三議員より、私、湯浅祐徳より、常任委員会の所属を変更されたいとの申し出がありました。

お諮りします。この際、常任委員会委員の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第6、常任委員会委員の所属変更の件を議題とします。

総務常任委員会委員の林修三議員から経済建設常任委員会に、経済建設常任委員会委員の私、湯浅祐徳から総務常任委員会に、それぞれ常任委員会の所属を変更されたいとの申し出があります。

お諮りします。林修三議員、私、湯浅祐徳からの申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

次に、長谷川健介議員より、決算審査特別委員の辞任願が提出され、委員会条例第11条の規定により許可しましたので、決算審査特別委員が1名欠員となっています。

お諮りします。この際、決算審査特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。

追加日程第7、決算審査特別委員会委員の選任を議題とします。

決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

決算審査特別委員会委員に林修三議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。ただいま指名したとおり選任することを決定しました。

議員の皆様方に申し上げます。

議会運営委員会委員長が不在となっています。これからしばらく休憩しますので、議会運営委員会を開催し、委員長の互選をお願いします。議会運営委員会の後、経済建設常任委員会を開催します。

本会議再開にあたりましては事務局より連絡いたします。

以上です。

(休憩 午後 2時50分)

(再開 午後 3時11分)

○議長(湯浅祐徳君)

再開します。

議会運営委員会委員長が決定したので報告します。

議会運営委員会委員長は鯨井眞佐子議員と決定しました。

次に、経済建設常任委員長の山口孝弘議員が委員長を辞任されたので、新委員長に林修三議員と決定しました。

次に、各委員長の就任の挨拶をお願いします。

最初に、議会運営委員長、鯨井眞佐子議員、よろしくをお願いします。

○鯨井眞佐子君

ただいま、議会運営委員会により、委員長という大任を拝することになりました鯨井眞佐子でございます。もとより微力ではございますが、議会のスムーズな運営のために努力してまいり所存でございます。どうぞ皆様、よろしくお願ひいたします。

(拍手)

○議長(湯浅祐徳君)

次に、経済建設常任委員長、林修三議員、よろしくお願ひいたします。

○林 修三君

先ほどの経済建設常任委員会で、委員長に指名していただきました林修三でございます。

私は平成19年、議員の最初の年に経済建設常任委員会に所属したことはございますけれ

ども、それからもう数年たっておりますし、社会の情勢も大分変わっております。しかしながら、八街市において道路建設をはじめ、大変大事なポストの経済建設常任委員会でございますので、これまでの経験を踏まえながら、皆様のご理解をいただき、一生懸命頑張っ
てまいりたいと思いますので、よろしくどうぞ、お願いいたします。

(拍手)

○議長（湯浅祐徳君）

以上で就任の挨拶を終わります。

お諮りします。議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思
います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、10月23日に、議会運営に関する
研修、意見交換及び講演を目的に、成田市で開催される千葉県北総地区市議会正副議長会
議員研修会に、配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程
第9として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第9、議席の一部変更の件を議題とします。

配付のとおり、議席9番、山口孝弘議員を議席21番へ。私、湯浅祐徳を議席22番へ。
議席21番、川上雄次議員を議席11番へ。議席22番、林修三議員を議席9番へ。議席の
一部をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。ただいま変更のあった方は、次の会議より新議席へ移動をお願い
いたします。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成26年9月第3回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。
執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されますよう、強く要

望いたしまして、閉会の挨拶といたします。

議員の皆様方に申し上げます。この後、議会だより編集委員会を開催いたしますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時17分)

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程
発議案第7号、発議案第8号、発議案第9号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
2. 議案第2号から議案第8号
委員長報告、質疑、討論、採決
3. 議長辞職
4. 議長の選挙
5. 副議長辞職
6. 副議長の選挙
7. 議会運営委員会委員の選任
8. 常任委員会委員の所属変更
9. 決算審査特別委員会委員の選任
10. 議員派遣
11. 議席の一部変更

-
- 発議案第7号 八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議案第8号 新聞等への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 発議案第9号 消費税率10パーセントへのさらなる増税中止を求める意見書の提出について
- 議案第2号 八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第5号 八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第6号 八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第7号 平成26年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第8号 平成26年度八街市水道事業会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 林 修 三

八街市議会議長 湯 浅 祐 徳

八街市議会議員 丸 山 わ き 子

八街市議会議員 右 山 正 美